

1 Day徳島県職員チャレンジ実習生受入実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が大学院、大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）からの要請により、大学等が派遣する学生を1 Day徳島県職員チャレンジによる実習生（以下「実習生」という。）として受け入れる場合の基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 県は、学生が早い段階から職業意識を醸成し、県の施策、業務に対する理解を深めるための機会を提供することで、学生が以後の学生生活を送る上での指針を定める契機とするとともに、「徳島県」という地域への関心を高めることを目的として、大学等から実習生を受け入れるものとする。

(実習生の受け入れ手続き)

第3条 大学等は、県の機関において学生の実習を希望する場合は、県立総合大学校本部長（以下「本部長」という。）に対して、実習の申込みを行うものとする。

2 本部長は、大学等から実習の申込みがあったときは、次の事項に留意して、実習生の受け入れを決定するものとする。

(1) 実習の目的、内容等が、県で実習することが適当なものと認められるものであること

(2) 県の業務に支障がないこと

3 本部長は、実習生の受け入れを決定する場合は、受け入れ候補先となる機関（以下「受入機関」という。）と協議し、実習生のコースを決定するものとする。

4 県は、受け入れを決定した後、実習生の受け入れにあたっては、大学等と派遣協定を締結するものとする。

(実習生の身分)

第4条 実習生の身分については、派遣元の学生の身分を有したまま受け入れるものとする。

(実習期間)

第5条 実習生の受入機関における実習期間は、原則として1日とし、必要に応じ、受入機関での実習に加えて1日程度の集合研修を実施する場合もあるものとする。

(実習時間)

第6条 実習生の実習時間については、実習先における県職員の勤務時間に準じるものとする。

(実習内容)

第7条 受入機関は、実習生の実習内容等について本部長と協議のうえ決定する。

(報酬及び費用弁償等)

第8条 実習生には、賃金、旅費、その他の費用は支給しない。

(実習中の事故等)

第9条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険等に参加するものとする。

2 実習生の実習中又は実習先との往復途上等での県の責によらない事故・災害に対しては、県は一切の責任を負わないものとする。

(服務)

第10条 実習生は、県の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。

2 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

3 実習生は、故意又は過失により前2項の規定に反する行為をした場合、県及び被害を受けた第三者に対して責任を負う。

4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に本部長及び受入機関の承認を得なければならない。

5 実習生は、病気等のために予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ受入機関にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに受入機関にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第11条 実習生は、別途定める誓約書を、事前に県に対して提出しなければならない。また、学生が在籍する大学等の代表者は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実習生の受け入れに関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この要綱は、令和4年6月1日から実施する。